

Title	コミュニティ投資が創る環境・社会ビジネス：社会金融制度の可能性
Author(s)	瀬名, 浩一
Citation	聖学院大学論叢, 24(2), 2012. 3 : 41-54
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3672
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

コミュニティ投資が創る環境・社会ビジネス ——社会金融制度の可能性——

瀬 名 浩 一

Community Investments Creating Environmental and Social Business
The Possibility of Establishing Social Financial System in Saitama

Koichi SENA

In 2005 Tokyo municipal agency and financial institutions located in the Tokyo Metropolitan Area declared that they should assist medium-sized and small businesses in improving environmental financial problems. However, the results have proved to be ineffective. On the other hand, in Saitama Prefecture, the number of business ventures in organic farming using agricultural land has increased rapidly. Moreover, social entrepreneur planning for renewable energy at solar parks will increase as a response to the disaster at the Fukushima Atomic Power Plant on 11th March 2011.

To realize environmental and social projects, the acceptance of new business ventures by the New Agricultural Land Act, the diffusion of renewable energy, the movement from donation to investment and the introduction of social banks at regional financial institutions in Saitama Prefecture are essential. The Saitama Prefecture Agency and regional financial institutions should establish a social financial system for assisting environmental and social businesses.

Key words; community investment, venture business of organic farming, energy democracy, movement from donation to investment, social financial system

Key words; コミュニティ投資, 農業ベンチャー, エネルギーデモクラシー, 寄付から投資へ, 社会金融制度

*本論文は平成22年度埼玉県と聖学院大学との連携による政策研究「環境等に関する社会金融制度の必要性」において提言した内容をより具体化させたものである。

はじめに

環境問題解決のためには政策金融に加え、地域金融が不可欠であるとして、東京都は2005年、在京金融機関に対し中小企業向け環境金融に力を入れるよう「東京原則」を打ち出したが、目立った成果は上がっていないようである。

他方、埼玉県には近年、有機農法等「環境にやさしい農業」を目指す新規農業者が集まると共に、市民農園や教育ファームとして農地を利用する事業者が急増している。また今回の福島原発事故を契機に今後太陽光発電を行う市民ソーラーパーク事業なども期待される。

それら環境・社会ビジネスを実現するためには、新規事業者を受け入れられる農地転用、自然エネルギー事業の普及促進、寄付文化から出資文化への移行、地域金融機関によるソーシャル・バンクの導入などの課題がある。それらの解決のため、埼玉県は、起業目標件数を毎年定め、起業資金を賄う金融機関をソーシャル・バンクと認定し、認定したソーシャル・バンクに対し、自らの投融資案件について説明責任を負い、透明性を確保し、倫理的に行動するなど社会的責任を果たすことを求める「社会金融制度」を創るべきであろう。

第1章では、農業ベンチャーの可能性を探るため首都圏1都9県の耕作放棄地の解消状況を比較検討した。

第2章では、小規模分散型エネルギーである自然エネルギー普及のためには、地方自治体、地域金融機関、地域コミュニティは電力会社、中央省庁に対抗して事業化を図る必要があり、日本のエネルギーデモクラシーが試されることを指摘した。

第3章では、起業リスクを引き受ける市民出資として、農業ベンチャー支援ファンドについては、オランダで始まったグリーン・ファンド・スキームを、自然エネルギーファンドとしては日本の匿名組合出資方式をそれぞれ提案し日本が寄付文化から出資文化へ移行しつつあることを明らかにした。

第4章では、「社会金融制度」の要として地域金融機関が利用者からの期待に応えるものとなるためには、欧州のソーシャル・バンクのように権限と責任を個人へ大幅移譲するなど企業文化を大きく変え、自らベンチャービジネスを立ち上げるくらいの覚悟が必要であることを示した。

第1章 新規事業者を受け入れられる農地転用

(1) 「耕作放棄地の解消面積」から見た埼玉県の農業

農家の高齢化が進み、意思ある人が農業を受け継ぐ試みが待ったなしの時代になっている。農業の現場では新規農業者の10人中8人は3年の間に「離脱」していくのが実情であり、農業で自立し

表1 耕作放棄地の解消面積（2009年度都道府県別集計）

（単位 ha）

	耕作放棄地の解消面積（Ⅰ）	農地として利用すべき耕作放棄地（Ⅱ）	耕作放棄地の解消率（Ⅰ）÷（Ⅱ）
埼玉	369	2,316	15.9%
千葉	148	8,602	1.7%
東京	3	779	0.4%
神奈川	79	885	8.9%
茨城	145	7,852	1.8%
栃木	134	2,125	6.3%
群馬	303	3,983	7.6%
山梨	195	2,777	7.0%
長野	302	8,725	3.5%
静岡	121	3,452	3.5%

出典 農林水産省「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果」

ていくためには地域での人間関係づくり，経営感覚，農業技術の習得という3つの条件をそろえることが必要であると言われる。そのような農業ベンチャーを支える金融プログラムは，今までのような農業協同組合を中心とする農業金融制度のなかには殆どなく，新たな金融制度が求められている。埼玉県でモデルとした農業ベンチャー経営者は，生産者ではなく販売者の立場から経営を見直すという，「逆転の発想」で有限会社を設立（その後株式会社に組織変更），耕作放棄地を借り受け経営規模を拡大し，パートを大量に雇用し，農協以外から資金を借入れ，将来東北など遠隔地でも自立できる人材を教育訓練している。

首都圏1都9県の耕作放棄地の解消面積（2009年度都道府県別集計）を比較したものが表1であるが，埼玉県の耕作放棄地の解消面積は369 haと最大であり，北関東の群馬，農業県と言われる長野をも上回っている。またこの解消面積の「農地として利用すべき耕作放棄地面積」全体に占める割合を試算すると15.9%とひとり二桁となっており，埼玉県は首都圏1都9県の中で農業の構造変化が最も進んでいる地域といえよう。

(2) 耕作放棄地の解消理由

耕作放棄地の解消面積369 haの内訳を見たものが表2であり，営農再開，基盤整備後営農再開及び保全管理に3つに分類されている。埼玉県に注目すると，市民農園や教育ファームとして利活用，景観作物の植栽など保全管理の対象とされた割合が63%を占めている。事情を聴いてみると，障害者福祉を支援するNPO法人が景観作物を植栽するケース，障害者が生産した作物を販売することにより得られた収益から作業代を支払う社会福祉法人のケースなどがあげられた。厚生労働省研究

表2 耕作放棄地の解消面積の内訳 (2009年度都道府県別集計)

(単位 ha)

	営農再開 (人力・農業機械で 草刈り等を行い、所 有者、認定農業者、 集落営農等の借り手 による耕作、畜産農 家による営農が再開 されたもの) (A)	基盤整備後営農再開 (区画整理、暗渠排 水、客土、農道等、 基盤整備後に営農が 再開されたもの) (B)	保全管理 (市民農園や教育 ファームとして利活 用、景観作物・緑肥 の植栽、草刈り・耕 起・水張りその他の 農地を常に耕作しう る状態に保つ行為が なされたもの) (C)	合計 (A)+(B)+(C)
埼玉	114	22	233	369
千葉	76	3	69	148
東京	2	0	1	3
神奈川	35	1	43	79
茨城	92	4	49	145
栃木	54	12	68	134
群馬	149	7	147	303
山梨	93	7	95	195
長野	185	21	96	302
静岡	51	9	51	121

出典 農林水産省「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果」

班の予測では、埼玉県は認知高齢者が2035年249千人と、2005年比で3.1倍となり、その増加するスピードは47都道府県中トップである。そのため認知高齢者の入所施設（グリーンビルディング）の用地としての需要も今後見込まれる。

肝心な営農再開された農地面積136ha（基盤整備後の営農再開分を含む）は、長野、群馬に次いで第3位であり、千葉、神奈川、茨城、栃木を上回っている。

(3) 農地復元不可能地

農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地面積および農地としての利用が不可能な土地面積を各都県別に比較したものが表3である。東京、神奈川にはほとんど農地復元不可能地が存在しない。それに対し、埼玉県は667haと面積こそ千葉の半分であるが、起伏の多い千葉に比べ平地が多く、日射量も豊富なため今後急速に普及が進むとみられる太陽光発電事業のソーラーパーク用地としての需要が見込まれる。

表3 農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地及び農地としての利用が不可能な土地 (2009年度都道府県別集計)

(単位 ha)

	農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地	農地としての利用が不可能な土地	合計
埼玉	645	22	667
千葉	794	477	1,271
東京	20	0	20
神奈川	0	0	0
茨城	803	487	1,290
栃木	199	126	325
群馬	38	3,455	3,493
山梨	1,082	3,200	4,282
長野	5,611	1,230	6,841
静岡	1,023	42	1,065

出典 農林水産省「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果」

第2章 自然エネルギー事業の普及促進

(1) 多様な普及主体

日本では東日本大震災後、原子力発電の安全神話が壊れ、にわかに自然エネルギーが注目されているが、ドイツでは1991年ごろから積極的な再生可能エネルギー普及策を実施し、飛躍的な成果を上げている。両国のエネルギー関係の動向・政策について比較したものが表4である。

まず注目すべきは、日本は環境税を導入できず、環境省にはエネルギーに関する権限が全くないため温暖化に取り組む姿勢が極めて弱いことである。また1990年以降も原子力発電所の数を増やし、自然エネルギーの普及を停滞させる政策をとってきたこともあり、CO2の排出量を減らすことができなかった事実がある。これに対しドイツは環境に関し憲法改正までしている国であり、環境税を導入し、原子力から自然エネルギー（再生可能エネルギー）へシフトする政策を推し進め、CO2の排出量を減らすことに成功している。

特に自然エネルギー（再生可能エネルギー）の普及について比較すると、日本では普及主体を電力会社としたため、低い目標しか設定されず停滞してしまった。これに対しドイツでは、もともと自然エネルギーは多様であり、地域に分散しているので、地方政府から連邦政府へと普及制度を拡大させながら対応してきている。その他のEU各国でも、陸上風力、洋上風力、太陽光、太陽熱、バイオマス、バイオガス、地熱、小規模水力、海洋エネルギーと9種類の再生可能エネルギーの買取価格が設定されている。その普及主体の種類も地域住民を含めて多様であり、ドイツの場合、農村

表4 日本とドイツの温暖化・エネルギー関係の動向と政策の比較

	日本	ドイツ
1990年からのCO ₂ の排出量	増加	減少
1990年からの再生エネルギー比率	停滞	顕著に増加
1990年代からの原子力発電所数	増加	減少
環境税（炭素税）	なし	導入済み
再生可能エネルギー普及制度	RPS法：再生可能エネルギー目標達成義務化制度	再生可能エネルギー法：固定価格買取補償制度
再生可能エネルギー普及主体	企業 / 電力会社	市民 / 地域住民も含む多様な主体

出典 和田武「飛躍するドイツの再生可能エネルギー」p3 表1-1を一部修正

表5 今後の中長期な電源構成の目標

	2010年 (推計)	2020年 (原子力発電所の 40年寿命廃炉 を想定)	2020年 (原子力発電所の 廃炉加速を想 定)	2050年
省エネ・節電	-	20%	20%	50%
自然エネルギー	10%	30%	30%	50%
原子力	25%	10%	0%	0%
天然ガス	25%	25%	35%	0%
石炭・石油	40%	15%	15%	0%

出典 環境エネルギー政策研究所「3.11後のエネルギー戦略ペーパー」No.1 p15

での市民ソーラーパーク有限会社、都心部での市民共同エコハウス、女性団体による再生可能エネルギー普及組合、電力会社など多種多様となっている⁽¹⁾。

(2) 新しいエネルギー戦略

ここでは東日本大震災後、最も早く今後のエネルギー戦略を発表したNPO環境エネルギー政策研究所の内容を紹介したい。それによれば、自然エネルギーは、縮小する原子力への代替電源になるだけでなく温暖化対策にもなり、加えて高騰が予想される石油や石炭によるエネルギーリスクを縮小できるとして、表5のように、2010年のシェア10%から2020年30%と野心的な電源構成目標を公表している。原子力発電の廃炉については、40年と廃炉ペースが加速される2つのケースが想定されている。復興投資は、自然エネルギーとそのインフラ設備、省エネ・節電などで、控えめに見ても50兆円としている。

(3) エネルギーデモクラシー

結局、日本の電力業界は、原子力発電の安全性に疑問があっても、立地予定地の住民による反対を避けるため、住民が自然エネルギーなどエネルギーを自分たちの選択の問題として考えなくてもすむような仕組みを政府と一体で作りに上げてきた。しかし想定外の地震、津波により原発の安全性の神話は壊れ、現実のコミュニティは崩壊してしまった。

欧米での自然エネルギーの制度づくりが、住民に参加機会と透明性を確保し、長期安定的な金融支援を与えるよう設計されてきた⁽²⁾ ことと比較すると、日本はエネルギーを自分たちの問題として考えるエネルギーデモクラシーが必要⁽³⁾ なことを莫大な犠牲を払って学ばされているといえよう。我国においてエネルギーデモクラシーを育て、自然エネルギーを普及させていくためにはまずは既得権益の塊である“原子力村”の解体が求められているといえよう。

第3章 寄付文化から出資文化への移行

(1) 農業ベンチャー支援ファンド

農業ベンチャーを支援する制度として注目されるのは、オランダのトリオドス・バンクの提案に基づき1980年同国で始まったグリーン・ファンド・スキームである。

政策では、同国の主要な銀行が、スキームの仲介金融機関として認定された子会社である「グリーンバンク」を設立する。グリーンバンクは個人顧客に対し預金や債券あるいは投資信託（インベストメント・ファンド）を提供するが、これらに投資を行った個人はキャピタルゲイン課税（税率1.2%）と所得税の1.3%分、最大2.5%の控除が受けられる。

グリーンバンクは、投資家・預金者から集めた資金の70%以上をグリーン・プロジェクトに融資することが義務付けられており、事業者は事業計画書を作成し、グリーンバンクに対して投融資を申請する。グリーンバンクの審査を通った案件は、グリーンバンクが住宅・国土計画・環境省へ「グリーン証明書」交付申請を行い、国の外郭団体である認定機関の審査を受けてグリーン・プロジェクトと認定されるのである。認定されたプロジェクトには、グリーン証明書が交付され、低利の融資が提供される。

グリーン・ファンド・スキームの対象となるグリーン・プロジェクトの分野は、1) 自然・森林保全事業、2) 持続可能な農業、3) 環境基準を満たした園芸栽培、4) 再生可能エネルギー、5) 環境に配慮した住宅やビル建設などである。

2008年12月末現在、オランダ国内における個人投資家数はおよそ44,000人、グリーンファンドへの累積投資額は68億ユーロ（約9,000億円）、グリーン・プロジェクトの投資件数は累計5,000件を超える。なお、2007年度のグリーンファンド・スキームによる投資実績は、温室栽培が69.7%、再生可能エネルギー関連投融資16%、有機農業7.1%、環境に配慮した住宅建設4.8%、省エネルギー

ギー型温室1.8%となっている⁽⁴⁾。

(2) 自然エネルギーファンド

埼玉県内では、NPO法人「環境ネットワーク埼玉」が市民共同発電事業として与野、鴻巣の保育園に寄付金により太陽光パネルを設置(3KW)しているが、ビジネスを行う規模には達していない。

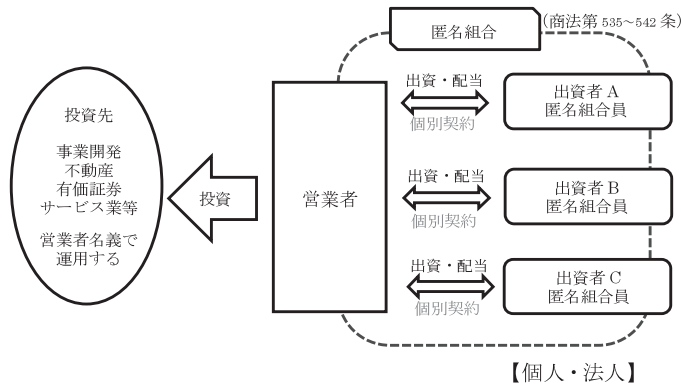
日本の市民出資による自然エネルギー事業を列挙すると表6のとおり12地域に達している。そのうち9地域については風力発電である。市民風車事業12基の総発電量は17,770KW、出資市民は3,800人、総事業費40億円、市民出資額25億円となっている。(環境エネルギー政策研究所)

市民や地域住民が出資あるいは寄付などで資金提供し設立するファンドは、匿名組合ファンドであったり、SPC(特別目的会社)の株式会社であったりする。次の図は、匿名組合ファンドについて市民出資の基本的仕組みを説明したものである。匿名組合ファンドはNPO法人が資本的制約を超えるためによく利用する資本調達手段であり、ソーシャル・キャピタルとしての意義も認められる。NPO法人が、自ら広く投資家の出資を求めず、匿名組合を通じて資金調達している理由は、NPO法上、特定非営利活動法人としてその他事業の収益について投資家へ分配できない制約があるためである。自然エネルギー発電普及のために広く市民の出資を求めようとする場合、何らかの収益還元や出資金の返還が見込まれることは重要である。寄付金にしても所得税額控除(節税メリット)があるなど、資金提供者に何らかの経済的メリットが無ければ、まとまった資金を調達することは

表6 日本の市民出資自然エネルギー事業

地点	事業内容	発電能力(KW)
北海道浜頓別町	風車	990
北海道石狩市	風車	4,050
青森県大間町	風車	1,500
青森県鱒ヶ沢町	風車	1,500
秋田県潟上市	風車	1,500
秋田県秋田市	風車	1,500
茨城県神栖市	風車	1,500
千葉県旭市	風車	1,500
石川県輪島市	風車	20,000
富山県	小水力	1,000
長野県飯田市	太陽光他	500
岡山県備前市	バイオマス熱等	NA

出典 環境エネルギー政策研究所



市民出資 基本的仕組み

個別のプロジェクト（事業）に個人（又は法人）が出資するための仕組み
株式と融資の中間的性格

困難なのである。商法上の匿名組合や投資事業有限責任組合（民法上の任意組合）が、資金調達主体として利用されるのは、設立が容易であることと、運営管理がし易く、事業収益の分配が可能なことにある。なお、投資家保護については、投資家の出資持分がみなし有価証券として扱われ、金融商品取引法の適用を受けることで担保されている⁽⁵⁾。

(3) NPO から起業型組織への移行

次にわが国における成功事例として、おひさまファンドの仕組みを紹介する。

省エネルギー、太陽光発電、グリーン熱風力発電設備の設置に取り組んでいる「NPO 南信州おひさま進歩」と「おひさまファンド」のあゆみは表7の通りである。

これまでの「おひさまファンド」の実績は、3つの事業合わせて1,274名から合計7億円の出資金を得て、約160施設に太陽光パネルを設置、約40施設に自然エネルギー／省エネルギー設備を導入したことである。また2007年より予定通り毎年1.1%～3%の配当を実施し、運営主体である「おひさまエネルギーファンド株式会社」はNPO環境エネルギー政策研究所、(株)自然エネルギー市民ファンド、エナジーグリーン(株)などの出資を受け、公益的地域エネルギー会社として、またファンド募集を自ら行う第2種金融商品取引業者として順調に成長を続けている。さらに2009年度から飯田市および飯田信用金庫と協同して設置費用0（ゼロ）円で太陽光発電を飯田のすべての屋根に設置する「おひさま0（ゼロ）円システム」事業を始め、2010年度は飯田市内50件、泰阜村3件を対象に「信州結の国おひさまファンド」を計画し1億円の募集をしている。

表7 NPO南信州おひさま進歩と「おひさまファンド」のあゆみ

年 月	主 な 歩 み
2004年12月	環境省の温暖化防止モデル事業として飯田市の事業が選定され、NPO南信州おひさま進歩を母体として、おひさまエネルギー有限会社を設立
2005年2月	日本初の太陽光発電に投資する「南信州おひさまファンド」募集、5月に2億150万円満額募集完了（1口、10万円と50万円）
2005-07年	飯田市内の幼稚園など38の施設に太陽光パネル（発電容量合計208kW）設置、12の施設に省エネルギー設備導入
2007年6月	「南信州おひさまファンド」第1回現金分配実施、以後毎年分配継続
2007年11月	「おひさまエネルギー有限会社」を「おひさまエネルギーファンド(株)」へ社名変更、市民出資エネルギー事業の全国展開を開始 「温暖化防止おひさまファンド」募集開始
2008年12月	4億3430万円（653名の出資申込）で募集終了（1口、10万円と50万円）
2009年6月	「おひさまファンド2009」募集開始、12月に7520万円（145名出資）の募集完了
2010年9月	「立山アルプス小水力発電事業」（目標7億8100万円）出資募集開始（1口50万円と300万円）

第4章 地域金融機関によるソーシャル・バンクの導入

(1) ソーシャル・バンクとソーシャル・ビジネス

トリオドス・バンク UK（英国小会社）の成長は、投融資対象であるソーシャル・ビジネスの拡大発展に依るところが大きいと英国子会社の経営者は述べている。ここでソーシャル・ビジネスと呼ばれている組織は、2005年に立法されたコミュニティ利益会社⁽⁶⁾（CIC）のことであり、その企業数は表8の通り3年間（2007年から2010年）で3.5倍に増加している。このことから、ソーシャル・バンクの存在がソーシャル・ビジネスの増加に寄与していることは確実である。

比較のため、日本で同じころ立法化された有限責任の人的会社、合同会社数（累計）の増加ペースを見ると、この間2.9倍に増加している。

また日本の合同会社の年間設立件数を株式会社と比較すると表9のとおりである。2008年リーマンショックによって合同会社の設立件数は、一旦減少しているが、その後は増加している。これに対し、株式会社の設立件数は2009年、2010年横ばいとなったものの全体としては減少傾向にある。

日本の合同会社は、英国のコミュニティ利益会社のように社会的目的を持つ組織とは必ずしも認められない。しかし、英国の社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）⁽⁷⁾の長い歴史を見ると、コミュニティ利益会社が登場する前1980年代に有限責任保証会社の時代があったことを思えば、日本は英国より約30年遅れて、「コミュニティの社会化」を進めているといえよう。

表8 英国のコミュニティ利益会社数（CIC）と日本の合同会社数の推移（累計）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2010年 / 2007年
英国のCIC	1,344	NA	NA	4,716	3.5倍
日本の合同会社	9,468	14,881	20,652	27,805	2.9倍

出典 “List of Community Interest Companies”及び合同会社の登記の件数

表9 日本の合同会社，株式会社の設立件数推移（2007～2010年）

	2007年	2008年	2009年	2010年
合同会社	6,076	5,413	5,771	7,153
株式会社	95,363	86,222	79,902	80,535

出典 政府統計の総合窓口

(2) 社会的金融機関^⑧と社会的責任

①欧州のソーシャル・バンクにおける社会的責任の実践

トリオドス・バンク UK（英国子会社，ブリストル）とコープ・バンク（The Co-operative Bank, 英国マンチェスター）について組織，法的地位，英国金融監督庁の規制・監督，企業理念，融資審査基準及び融資分野を比較したものが表10である。

まず組織についてみると，トリオドス・バンクは一般に考えられているような非営利組織（NPO）ではない。コープ・バンクも「協同組合」組織ではない。いずれも会社法に基づく法人組織である点に注意すべきである。また普通の銀行と同様，金融監督庁より規制・監督を受ける立場にある。

トリオドス・バンクが企業理念として重視している「透明性」，そしてコープ・バンクが顧客と作る倫理綱領で追求している「倫理的な行動」は，いずれも従来「企業の社会的責任（CSR）」とされてきたものであるが，最近では説明責任，ステークホルダーの利害の尊重，法の支配の尊重，国際行動規範の尊重，人権尊重と並んで持続可能な発展に取り組むすべての組織に求められる7つの社会的責任の原則^⑨の一つとなっている。

融資案件の全件開示という「透明性」を求める行動あるいは，顧客の預金を積極的に投融資すべき分野としてポジティブリストを示すのみならず，ネガティブリストとして申込みを拒絶する分野を明確にする行動は，確かに通常の利潤極大化を目指す企業行動としては理解しにくい。ビジネス・モデル（商売のやり方）やビジネス・プロセス（業務推進体制）については，通常の営利法人とほとんど変わらず，そこには相当の経営力が必要となる^⑩。因みに，1973年に米国シカゴで創業されたソーシャル・バンクで，かつてはグラミンバンクを経営指導したこともある「シヨアバンク」がサブプライムローン問題に巻き込まれ2010年8月倒産したという事例もある。

表10 ソーシャル・バンクの社会的責任

銀行名	トリオドス・バンク	コープ・バンク
法的地位	会社法に基づく法人	会社法に基づく法人
英国金融監督庁	規制・監督を受ける	規制・監督を受ける
企業理念	透明性 (融資案件の全面開示)	倫理性, 透明性
融資審査基準	①基本基準 ②環境融資基準 ③バイオマス基準	倫理綱領 ①ネガティブリスト ②ポジティブリスト
融資分野	①有機農法 ②再生可能エネルギー ③芸術・文化 ④福祉 ⑤中小企業	①人権 ②国際開発 ③社会的企業 ④環境への影響 ⑤動物愛護 ⑥顧客との協議

②コープ・バンクの「環境」への取り組み

次にコープ・バンクについて取り上げる。2009年の倫理綱領で「化石燃料の発掘及び製造」をネガティブ・リストに加えたが、その内容は、タール・サンドのような石油資源やバイオ燃料の流通に従事する企業を融資対象から除外するものである。また再生可能エネルギー・プロジェクトについては、海上風力はなく、陸上風力のみを対象に、あくまで商業ベースの規模の小さい案件であり、大型案件主体の大手銀行とは競合しないように経営的工夫を行っている。

(3) 日本の地域金融機関がソーシャル・バンクを導入する必要性

金融制度は、各国それぞれの歴史と風土の中で発達してきた。表11は、欧米と日本の金融機関の企業文化を比較したものであるが、大きく異なることが解る⁽¹¹⁾。日本にトリオドスバンクに代表されるソーシャル・バンクを導入する場合には、我国の金融機関の企業文化を大きく変える必要がある。ソーシャル・バンクを目指す日本の金融機関にとって、ソーシャル・バンキングは自らにとってもソーシャル・ベンチャーであるという覚悟が必要であるといえよう。

PFI, NPO への対応など日本の地域金融機関も新しい金融技術を取得し、融資実績を伸ばしているが、今後急増することが期待される自然エネルギー発電事業への金融には、「地域全体の活性化などを視野に入れた面的再生」、「地域活性化につながる多様なサービスの提供」が利用者から求められることになる。しかし現状は、地域金融機関の利用者の評価を見る限り表12の通り、消極的と評価する人の割合が積極的と評価する人の割合を上回っている。ところが、地域金融機関の実務者の意識は、表13に示されているように利用者の期待に込えていると思っている人の割合が込えていないと思う人の割合を大幅に上回っている。このような地域金融機関の利用者と実務者の評価のズレを解決し、利用者の期待にこたえるためには、日本の地域金融機関は自らの企業文化を根本から

表11 欧米と日本の金融機関の企業文化比較

欧米の金融機関	日本の金融機関
職能性社会	就社社会
権限と責任の個人への大幅な委譲	集団決定主義
議論による意思決定	詳細な事前規定と稟議・根回しによる全会一致
個人の業績に基づく評価, 結果責任 →階級差, 所得格差大	格差小
能力開発=OJT, 自己開発 →転職によるキャリアアップ	長期勤続を前提とした社内研修等 長期視点からの人材育成

出典 DBJ Europe Ltd 「欧米のソーシャル・バンクに関する受託調査」

表12 地域金融機関の利用者等の評価

(単位 %)

	積極的評価	消極的評価
地域全体の活性化などを視野に入れた面的再生	28.2	36.5
地域活性化につながる多様なサービスの提供	31.9	40.7

出典 平成21年度における地域密着型金融の取り組み状況について (金融庁)

表13 地域金融機関の実務者の評価

(単位 %)

	利用者の期待に応えるものとなっている	応えるものとなっていない
地域全体の活性化などを視野に入れた面的再生	58.9	33.5
地域活性化につながる多様なサービスの提供	77.4	18.8

出典 平成21年度における地域密着型金融の取り組み状況について (金融庁)

変える覚悟が必要である。

おわりに

日本では社会的企業制度 (ソーシャル・エンタープライズ) が未整備なので、環境・社会ビジネスの起業機会を高めるためには、企業制度と金融制度を一体的に整備する必要があり、行政と地域金融機関が連携する「社会金融制度」を提案するものである。日本赤十字社の義捐金の大半が未だに被災者に届いていないという問題も、特殊法人経営の限界をよく表している。社会的企業に組織

を変えることができれば、より現場のニーズに応えることができると確信する。被災したコミュニティは、問題解決のため社会起業家や社会的企業を幅広く求めている。しかしまだ日本には、社会起業家は少ないし社会的企業制度もなく、現実にはボランティアやNPOの活動に留まっている状況である。ボランティアを社会起業家に発展させ、NPOを社会的企業に変える仕組みづくりが今こそ必要であり、「社会金融制度」はまさにその大きな助けとなり、力となるであろう。

参考文献

- (1) 和田武. 飛躍するドイツの再生可能エネルギー. 京都: 世界思想社, (2008) 88-100
- (2) M. Mendonc'a, et al., Stability, participation and transparency in renewable energy policy: Lessons from Denmark and the United States, *Policy and Society* (2009), doi: 10.1016/j.polsoc.2009.01.007
- (3) 飯田哲也. 北欧のエネルギーデモクラシー. 東京: 新評論, (2000) 234-244
- (4) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. 平成21年度コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動の促進に係る調査検討業務報告書. (2010)
- (5) 花川泰雄. 埼玉県における環境金融制度の現状と発展策. (2011): 6
- (6) 瀬名浩一. 日英比較から見たコミュニティ・ビジネス. 谷口隆一郎編. コミュニティ政策研究の課題. 愛知: 三恵社, (2010): 171-172
- (7) 瀬名浩一. 英国の社会的企業. 聖学院大学論叢第21巻1号 (2009): 129-143
- (8) 瀬名浩一. 世界経済危機に立ち向かう社会的金融機関. 聖学院大学論叢第22巻2号 (2010): 167-185
- (9) ISO/SR国内委員会. ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き. 東京: 日本規格協会, (2011): 57-65
- (10) DBJ Europe Ltd. 「欧州のソーシャル・バンクに関する受託調査」報告書 (2011): 13-20, 38-42
- (11) DBJ Europe Ltd. 「欧州のソーシャル・バンクに関する受託調査」報告書 (2011): 52-53